

緊急時の連絡

緊急連絡先

消 防 119		警 察 110		病 院		
広尾消防署	01558-2-2730	広尾警察署	01558-2-0110	広尾町国民健康 保険病院	01558-2-3111	
音調津消防会館	01558-2-5324	豊似駐在所	01558-5-2151		広尾ファミリー クリニック	01558-2-2700
野塚消防会館	01558-5-2626	音調津駐在所	01558-2-5211	役 場		
豊似消防会館	01558-5-2140	広尾町役場	01558-2-2111			

家族・親族・知人の連絡先

名 前	生年月日	血液型	持病等	会社・学校または携帯電話番号等
	T・S H・R . .	型 RH(+・-)		TEL メール
	T・S H・R . .	型 RH(+・-)		TEL メール
	T・S H・R . .	型 RH(+・-)		TEL メール
	T・S H・R . .	型 RH(+・-)		TEL メール
	T・S H・R . .	型 RH(+・-)		TEL メール

電話が繋がりにくい時は **災害用伝言サービス** の利用を

災害用伝言ダイヤル171

電話を利用する声の伝言板です。

自分が伝言を録音するとき 相手の伝言を再生するとき

171にダイヤルする (ガイダンスが流れます)

1を押す

2を押す

被災者の方はご自宅の電話番号を、
被災地域以外の方は被災地の方の電話番号を
市外局番から入力してください

1#を押して録音する(30秒) 1#を押すと再生が始まる

9#を押す (終了)

固定電話や公衆電話・携帯電話・
PHS・IP 電話が利用可能です

携帯電話各社の災害用伝言版

携帯電話などを利用して安否の登録・確認が可能です。
大規模な災害が発生し被災地との連絡が困難になった
場合に災害用伝言版が開設されます。

登録方法

確認方法

各社公式サイトトップ画面 災害用伝言版 を選択

登録を選択

確認を選択

「無事です」などの状態の
選択と、100文字以内の
コメントを入力する

安否確認したい方の
携帯電話の番号を
入力して検索する

登録を押して完了

災害情報の入手先

札幌管区気象台

北海道全域の気象
情報を発表してい
ます。



気象庁(土砂キキクル)

大雨警報(土砂災害)
の危険度分布を
掲載しています。



国土交通省(砂防)

土砂災害に関する
情報を掲載してい
ます。



北海道防災ポータル

北海道の防災に関
する情報を発表し
ています。



北海道防災情報メール

北海道防災情報メールは、
あらかじめ登録されたメー
ルアドレスに気象警報や避
難情報を自動的に配信する
サービスです。

登録は
こちらから



北海道土砂災害 警戒情報システム

土砂災害による被害の
防止・軽減のための情
報を発表しています。

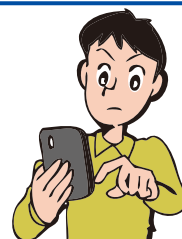


広尾町ホームページ



土砂災害に関連する 情報提供

土砂災害に関連する情
報を提供しています。



広尾町

土砂災害

ハザードマップ

2021年
保存版



いざというときに備えて記入しておきましょう！



指定緊急避難場所



指定避難所
(第一次避難所)

家族が離れたときの
集合場所

広尾町役場

〒089-2692 広尾郡広尾町西4条7丁目1
TEL:01558-2-2111 FAX:01558-2-4933
<https://www.town.hiroo.lg.jp>

土砂災害を知ろう

いろいろな土砂災害

土砂災害は、大雨、長雨、融雪、地震などが引き金となり、山やがけなどの斜面が崩れ落ちる災害です。近年は増加傾向にあり、突然発生することから被害が大きいことが特徴としてあげられます。

降雨量が1時間に20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上になったら十分な注意が必要です。

また、土砂災害が発生する前には、様々な前ぶれ現象が起こるときがあります。こうした前ぶれ現象に気づいたら、直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、役場・消防・警察へ通報してください。

がけ崩れ

斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象です。崩れ始めてから、崩れ落ちるまでの時間がごく短く、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、人命を奪うことの多い災害です。



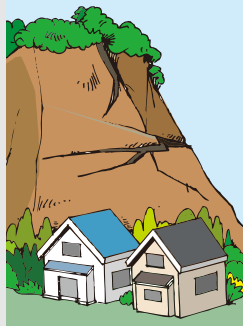
土石流

山腹や川底の石や土砂が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



！こんな前ぶれ現象に注意！

斜面にひび割れができる



小石がパラパラ落ちてくる



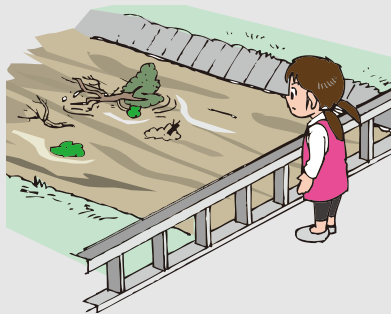
がけから水がわき出る



山鳴りがする



川の流れが濁り、流木が混ざり始める



雨が降り続けているのに、水位が下がる



雨に注意しよう

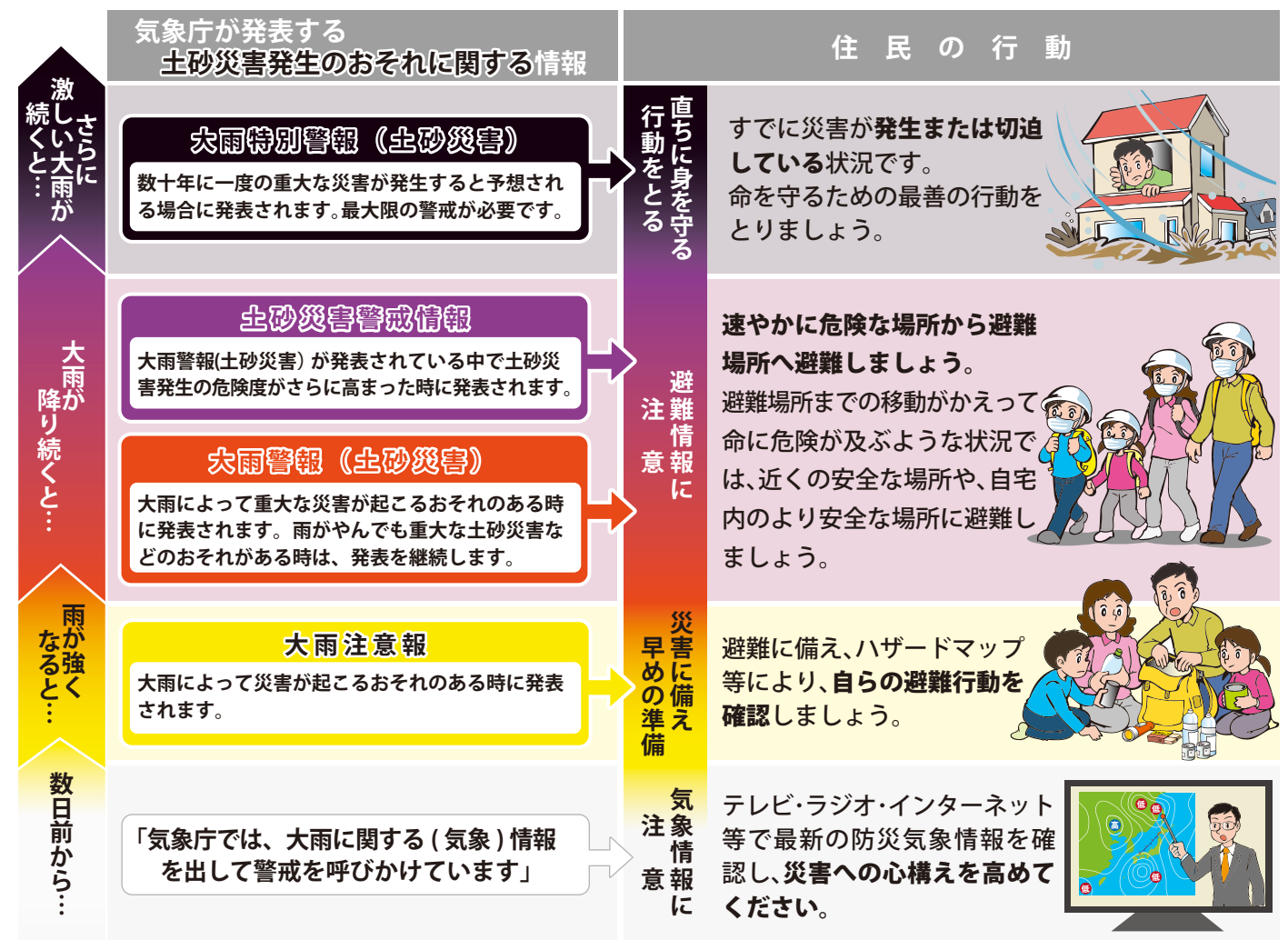
雨の強さと降り方

雨量や雨の強さを表す用語が、どの程度の雨の降り方を表しているのかを知っておきましょう。

1時間雨量	10～20mm	20～30mm	30～50mm	50～80mm	80mm以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
降り方のイメージ	ザーザーと降る雨	どしゃ降りの雨	バケツをひっくり返したような雨	滝のように降る雨	息苦しくなるような圧迫感がある雨
災害の発生状況	この程度の雨でも長く続くときは注意が必要。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる。	下水管から雨水があふれる。また、がけ崩れが起きやすい。	マンホールから水が噴出する。また、土石流が起こりやすい。	大規模な災害が発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要。

気象庁が発表する情報

気象庁は災害が発生するおそれがあると予想したときは、警報や注意報を発表して災害に対する警戒や注意を呼びかけます。



避難の心得

すばやく避難できるよう準備をしておこう

事前に避難場所・避難経路を確認しておきましょう

日頃から、どこへ避難するか、家族がばらばらになったときの集合場所などの約束事を事前に決めておきましょう。身近にある危険な場所を確認し、家族や地域で避難方法などについて話し合っておきましょう。
また、隣近所などの身近に避難のお手伝いが必要な人が居ないかも確認しておきましょう。



非常持出品・非常備蓄品を準備しましょう

次のページを参考に必要な非常持出品・非常備蓄品を準備しましょう。また、大雨の影響で断水する可能性があります。断水に備え、食料・飲料水の用意や風呂に水をためるなどの対策を心がけましょう。



雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう

雨が降り出し、土砂災害警戒情報が発表された場合は、町の避難情報（避難指示）に従い、速やかに避難しましょう。



避難するときは十分な注意を！

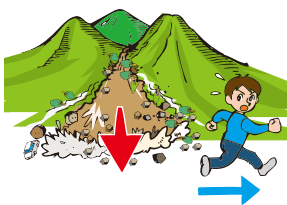
避難場所へ移動する**立退き避難**が基本です。夜間の避難は危険ですので、明るいうちに避難を完了できるようにしましょう。屋外での移動に危険が伴う状況下では、立退き避難がかえって危険であるため、このような場合は、**建物の2階など、より高い階にある山の反対側の部屋で待機してください。**

避難場所や安全な場所へ避難する際、他の土砂災害危険箇所や、冠水しやすい道路の通過は避けましょう。また、河川には近づかないようにしましょう。

家を空ける際は、ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを落とし、戸締まりを確認しましょう。



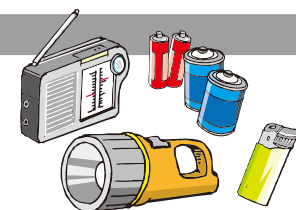
土石流は速度が速いので、溪流に対して**直角方向**にできるだけ溪流から離れましょう。



非常持出品 | 非常時にまず最初に持ち出すもの

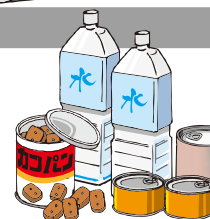
ラジオ・照明器具

携帯ラジオ、懐中電灯、ヘッドライト、予備の電池、ライター・マッチなど



非常用食品

缶詰・カンパンなど火を通さずに食べられるもの、水など
※家族の人数に応じ、持ち出し可能な量を用意してください



貴重品

現金（小銭も準備）、通帳、免許証、健康保険証のコピー、携帯電話 など



衣類、救急・衛生用品

上着、下着、タオル、軍手、雨具、マスク、スリッパ、消毒液、体温計、ばんそうこう、ウェットティッシュ など



各自必要なもの

メガネ、コンタクトレンズ、補聴器、入れ歯、普段飲んでいる薬、お薬手帳のコピー など



移動に必要なもの

ハザードマップ、リュックサック、運動靴 など



家族構成に合わせて準備しましょう

●高齢者や身体の不自由な方がいる家庭

介護・看護用品、紙おむつ、服用薬など身体状況に合わせて準備しましょう。



●赤ちゃんがいる家庭

粉ミルク、液体ミルク、ほ乳びん、おむつやミネラルウォーターなど。お子さんの状況によっては離乳食やスプーンも準備。



非常備蓄品 | 災害復旧までの数日間(最低3日間)生活できるように備えておくもの

飲料水・食料品

カップ麺、レトルトご飯、缶詰、レトルト食品、冷凍食品など
水は1人1日3ℓが目安



調理器具

カセットコンロ、ガスボンベ、やかん、なべ、おたまなど



洗面用具

水がなくても洗える
ドライシャンプーなどもあるとよい



生活用水

断水になった時のために、風呂やポリ容器に貯水しておくのもよい



寒さ・暑さ対策

身体を温める：

ポータブルストーブ（電池式・ガスボンベ式）、使い捨てカイロ、サバイバルシート、防寒着、手袋、帽子、毛布など



身体を冷やす：

冷却シート、瞬間冷却材など



長期保存できる日用品や生活必需品

ティッシュペーパー、トイレトペーパー、ラップ、予備電池、予備ガスボンベなど、災害時に入手困難になる可能性があるため、長期保存できるものは多めに備えておく



停電に備えましょう

停電による給水ポンプの停止など、断水に備えましょう。
(飲料水の備蓄、常に風呂に水をはっておく、給水された水を入れるポリ容器や、水を使わない簡易使い捨てトイレを備えておく)



停電が起きてからでは、店に人が殺到し、商品が不足するため欲しいものが買えません。また停電が復旧しても物流が途絶えているため、食料品や日用品がしばらく買えない可能性も高いです。災害時に役立つものや普段から必要不可欠なものを**事前に多めに備えておく**ことは非常に重要です。また、ガソリンも普段から**残量が1/3ほどになったら給油する**ようにしておくと安心です。

停電復旧時の火災を防ぐため、ブレーカーを落とし、復旧後に**戻す**ようにしましょう。

！ 感染症が心配される中でも、
災害時には**危険な場所にいる人は避難することが原則**です

知っておくべき避難の③つのポイント

1 避難先は、町の避難場所だけではありません。
安全な場所に住んでいる親戚・知人など頼れる人がいれば、そこに避難することも考えてみましょう。

2 **マスク・消毒液・体温計・スリッパ**など、できるだけ**自ら携行**しましょう。

3 やむをえず**車中泊をする**場合は、危険な場所ではないか**周囲の状況等を十分確認**してください。また、その場合は**定期的な運動や換気**などを心がけてください。



『自らの命は自らが守る』意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう！

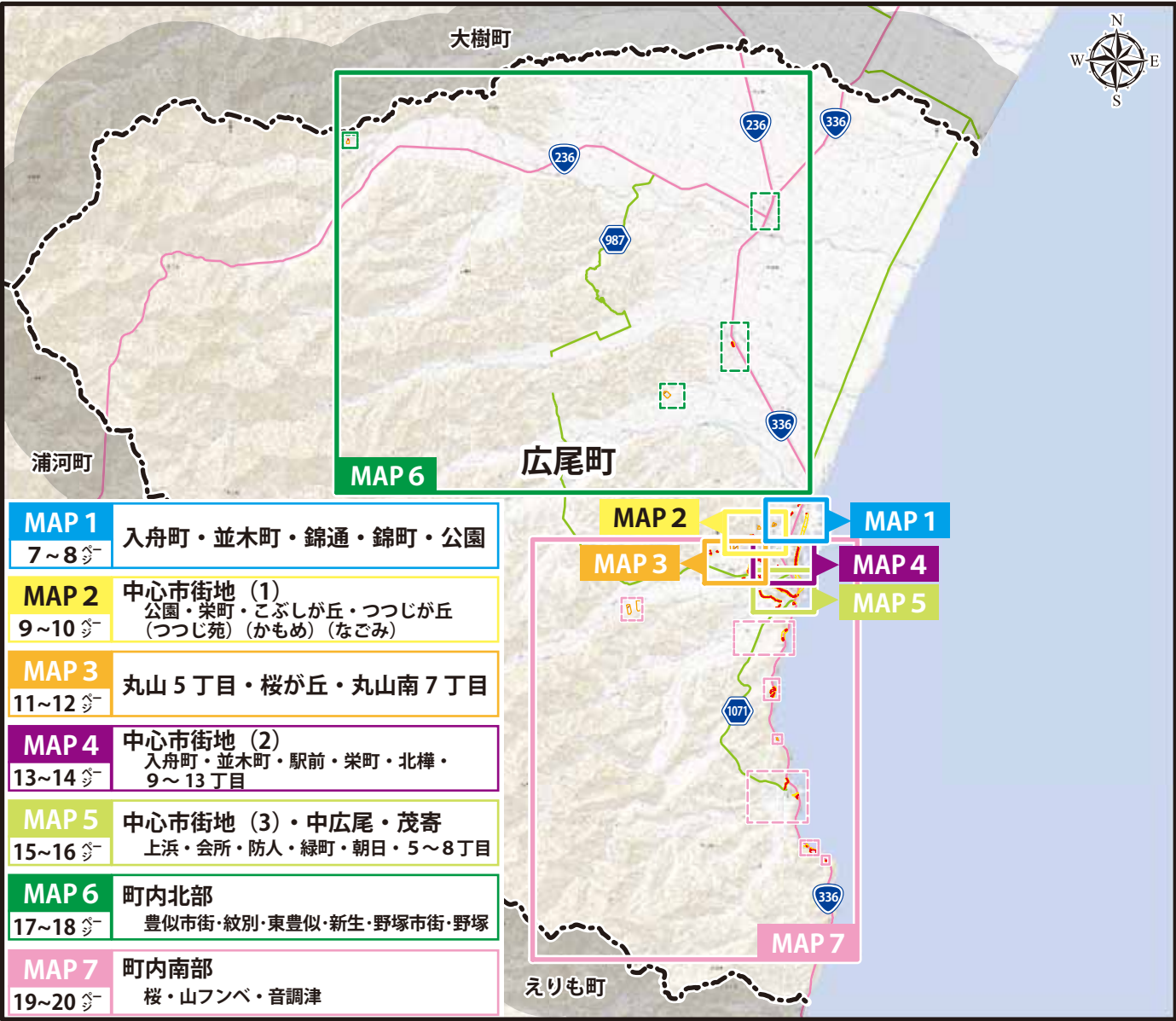
避難に関する情報を知ろう

警戒レベルに応じたとるべき行動

災害の切迫度に応じて避難情報等が**5段階の警戒レベル**で発表されます。これらの情報がどのような意味なのかを日頃から確認し、いざ発表されたときに速やかに対応できるように心がけましょう。

防災気象情報		避難情報等	
警戒レベル相当情報 (例)	警戒レベル	避難情報等	住民の皆さんのとるべき行動
※これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。 警戒レベル5 相当情報 大雨特別警報 (土砂災害)	警戒レベル5 が発令されたら…	緊急安全確保 (広尾町が発令)	命の危険 直ちに安全確保!! 安全に避難できない可能性があります。避難に遅れた場合には、建物の2階など、より高い階にある山の反対側の部屋で待機してください。この行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りませんので、警戒レベル4「避難指示」が発令されたら、速やかに避難するよう心がけてください。
↓ ↓ 警戒レベル4までに必ず避難! ↓ ↓			
警戒レベル4 相当情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル4 が発令されたら… 全員避難	避難指示 (広尾町が発令)	危険な場所から全員避難 速やかに安全な場所へ避難してください。今後の大雨などの状況によっては、避難経路で土砂災害が発生し、通行が不可能な状況になる場合があるため、必ずこの避難情報が発令されたら安全な場所へ避難してください。
警戒レベル3 相当情報 大雨警報 (土砂災害)	警戒レベル3 が発令されたら… 高齢者等は避難	高齢者等避難 (広尾町が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 避難に時間を要する人(高齢者、障がいのある方、乳幼児など)とその支援者は、避難を開始しましょう。その他の人は、警戒レベル4「避難指示」が発令された際に速やかに避難できるように準備をしてください。
注 意 ●【警戒レベル5】ではすでに災害が発生または切迫しています。また、必ず発令されるものではありません。 ●【警戒レベル3】や【警戒レベル4】の段階で地域の皆さんで声を掛け合って、安全・確実に避難しましょう。 ●避難に関する情報が発令されていない状況でも、危険を感じた場合には迷わず避難行動を開始してください。	警戒レベル2 が発表されたら…	大雨注意報等 (気象庁が発表)	自らの避難行動の確認 最新情報に注意し、警戒してください。避難準備を始め、いつでも避難できるようにしてください。
	警戒レベル1 が発表されたら…	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める テレビ、ラジオ、インターネット、携帯メール等で大雨の状況を確認し、災害への心構えを高めてください。

土砂災害ハザードマップ 索引図



測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R3JHf 215 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

ハザードマップで避難場所や土砂災害警戒区域・特別警戒区域を確認しましょう

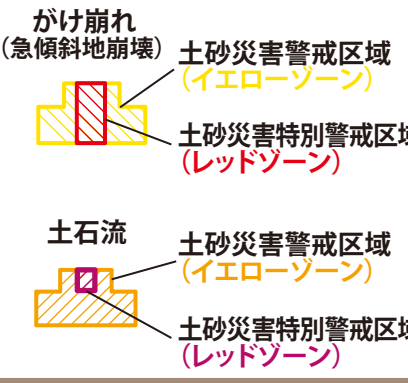
自分の家や勤め先、学校、避難場所までの経路が、土砂災害警戒区域・特別警戒区域内にあるか、また、いざという時の避難場所を7ページからの土砂災害ハザードマップで確認しましょう。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは？

土砂災害警戒区域とは、法律に基づき、北海道が土砂災害危険箇所について現地調査を行い、土砂災害が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生じるおそれがある土地を指定した区域で、避難体制の整備や土地利用制限などの規制がかけられます。(イエローゾーンと呼ばれることもあります。)

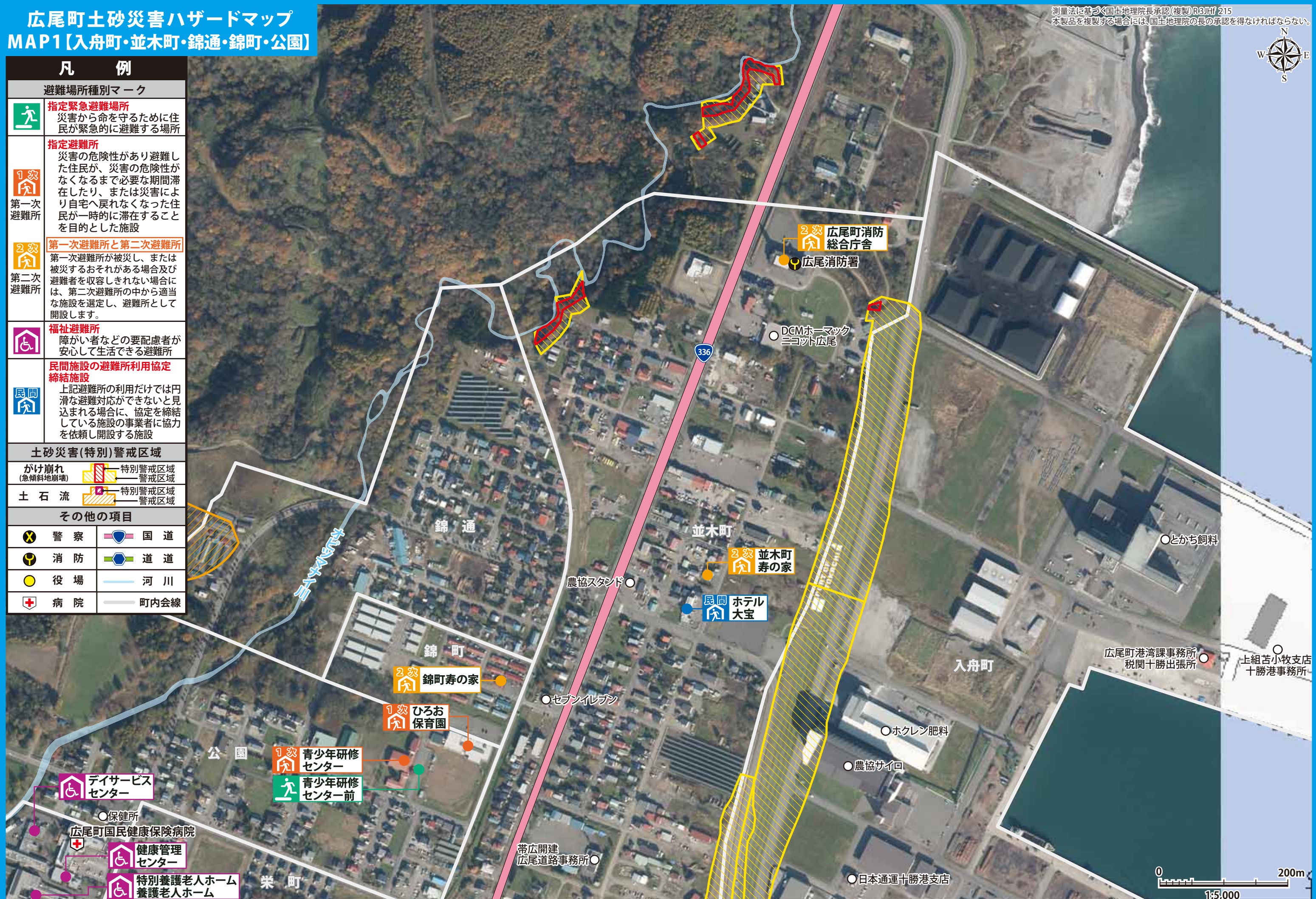
土砂災害特別警戒区域とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物が損壊して住民の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、一定の土地開発が制限され、居室を有する建築物の構造が規制されます。土砂災害警戒区域の中でも特に危険な区域で、レッドゾーンと呼ばれることもあります。

ハザードマップでの表記の仕方



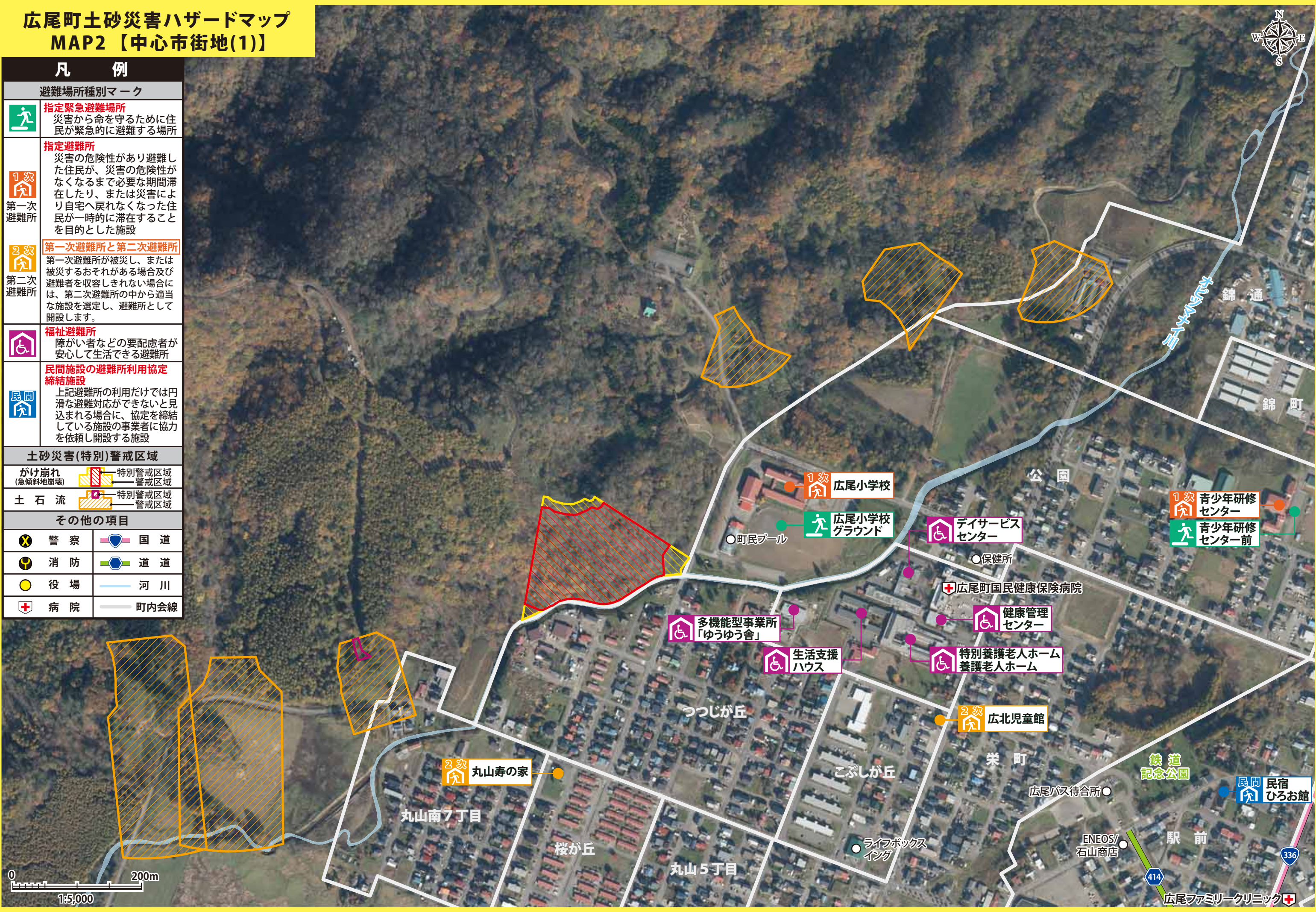
MAP1【入舟町・並木町・錦通・錦町・公園】

凡 例	
避難場所種別マーク	
	指定緊急避難場所 災害から命を守るために住民が緊急的に避難する場所
 第一次避難所	指定避難所 災害の危険性があり避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、または災害により自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在することを目的とした施設
 第二次避難所	第一次避難所と第二次避難所 第一次避難所が被災し、または被災するおそれがある場合及び避難者を収容しきれない場合には、第二次避難所の中から適当な施設を選定し、避難所として開設します。
	福祉避難所 障がい者などの要配慮者が安心して生活できる避難所
	民間施設の避難所利用協定締結施設 上記避難所の利用だけでは円滑な避難対応ができないと見込まれる場合に、協定を締結している施設の事業者に協力を依頼し開設する施設
土砂災害(特別)警戒区域	
かけ崩れ (急傾斜地崩壊)	 特別警戒区域 警戒区域
土 石 流	 特別警戒区域 警戒区域
その他の項目	
 警 察	 国 道
 消 防	 道 道
 役 場	 河 川
 病 院	 町内会線

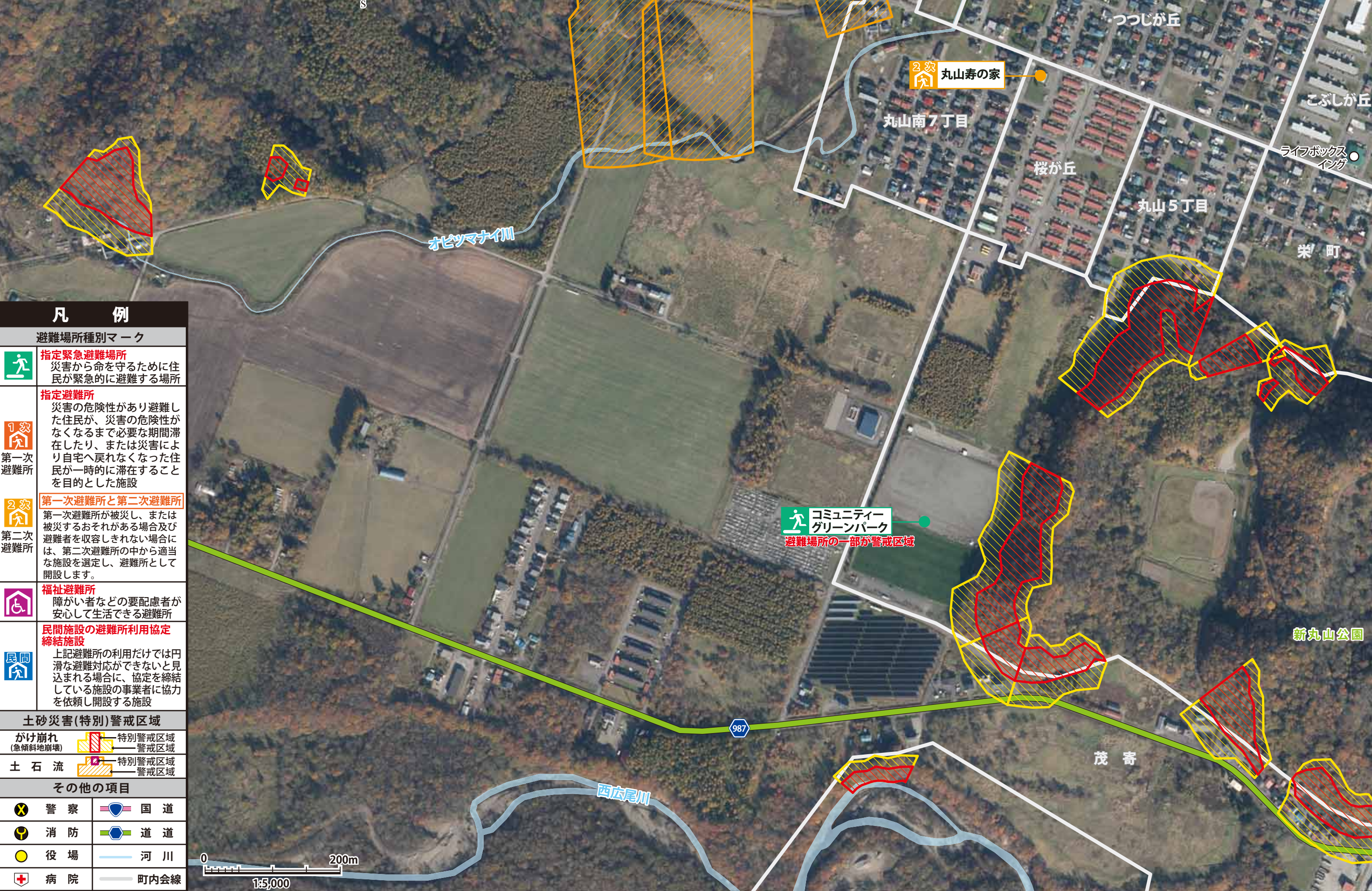


広尾町土砂災害ハザードマップ MAP2【中心市街地(1)】

凡 例	
避難場所種別マーク	
	指定緊急避難場所 災害から命を守るために住民が緊急的に避難する場所
	指定避難所 災害の危険性があり避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、または災害により自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在することを目的とした施設
	第一次避難所
	第二次避難所
	福祉避難所 障がい者などの要配慮者が安心して生活できる避難所
	民間施設の避難所利用協定締結施設 上記避難所の利用だけでは円滑な避難対応ができないと見込まれる場合に、協定を締結している施設の事業者と協力を依頼し開設する施設
土砂災害(特別)警戒区域	
	特別警戒区域 警戒区域
	特別警戒区域 警戒区域
その他の項目	
	警察
	消防
	役 場
	病 院
	国 道
	道 道
	河 川
	町内会線



広尾町土砂災害ハザードマップ
 MAP3【丸山5丁目・桜が丘・丸山南7丁目】



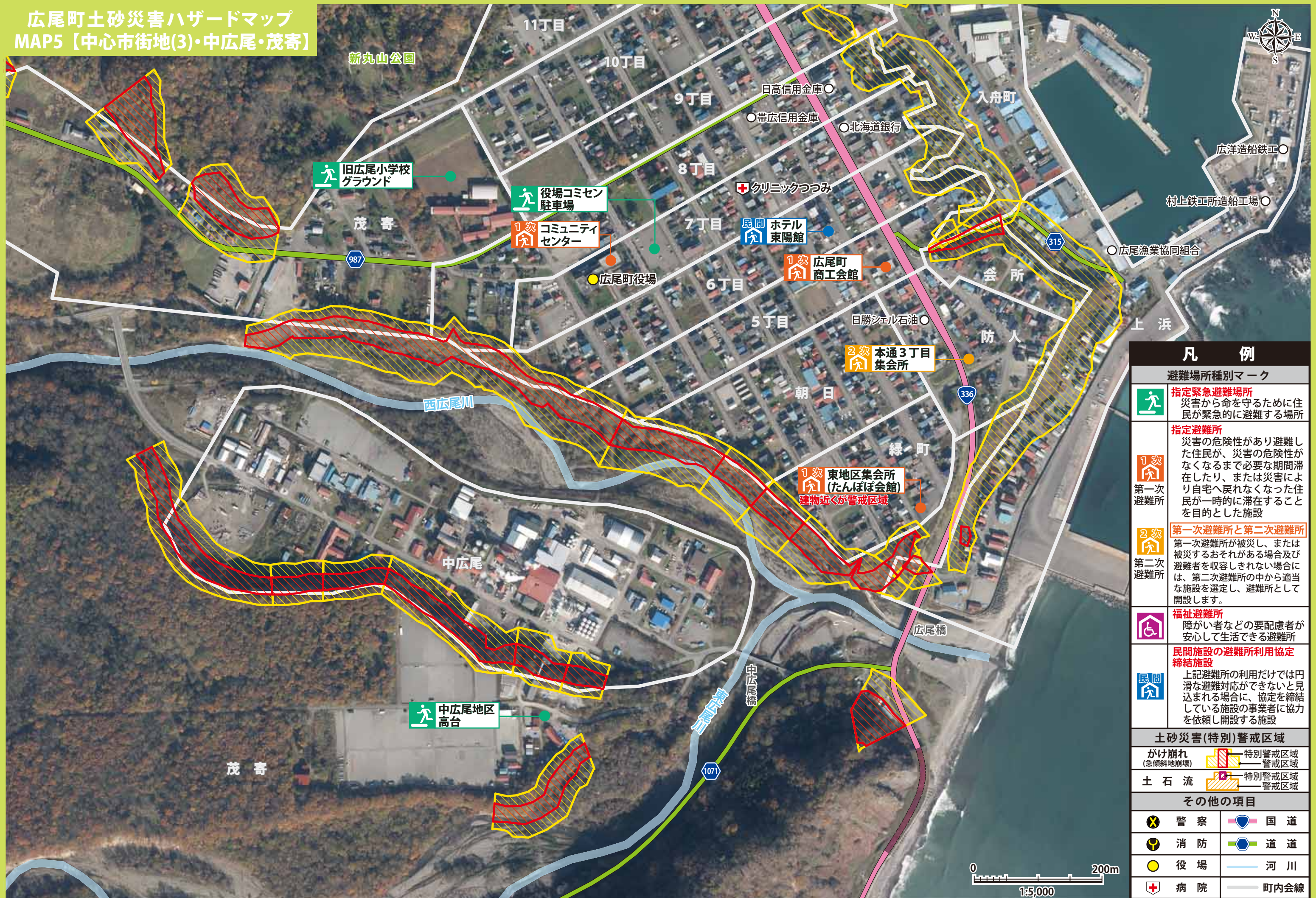
凡 例	
避難場所種別マーク	
	指定緊急避難場所 災害から命を守るために住民が緊急的に避難する場所
	指定避難所 災害の危険性があり避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、または災害により自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在することを目的とした施設
	第一次避難所
	第二次避難所
	第一次避難所と第二次避難所 第一次避難所が被災し、または被災するおそれがある場合及び避難者を収容しきれない場合には、第二次避難所の中から適当な施設を選定し、避難所として開設します。
	福祉避難所 障がい者などの要配慮者が安心して生活できる避難所
	民間施設の避難所利用協定締結施設 上記避難所の利用だけでは円滑な避難対応ができないと見込まれる場合に、協定を締結している施設の事業者と協力を依頼し開設する施設
土砂災害(特別)警戒区域	
	がけ崩れ(急傾斜地崩壊)
	土石流
	特別警戒区域
	警戒区域
その他の項目	
	警察
	消防
	役場
	病院
	国道
	道道
	河川
	町内会線

広尾町土砂災害ハザードマップ
MAP4【中心市街地(2)】



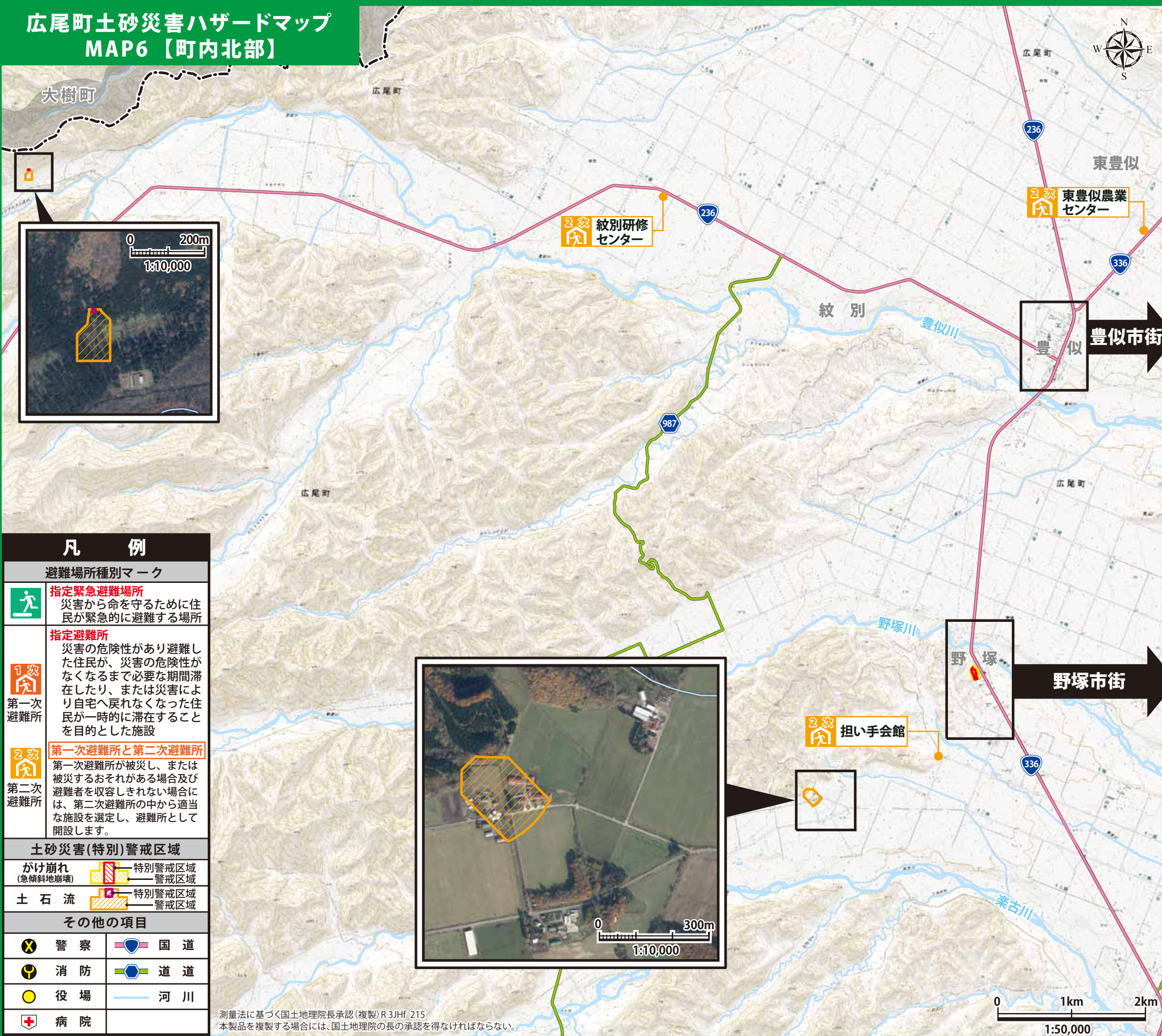
凡 例	
避難場所種別マーク	
	指定緊急避難場所 災害から命を守るために住民が緊急的に避難する場所
	指定避難所 災害の危険性があり避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、または災害により自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在することを目的とした施設
	第一次避難所
	第二次避難所
	第一次避難所と第二次避難所 第一次避難所が被災し、または被災するおそれがある場合及び避難者を収容しきれない場合には、第二次避難所の中から適当な施設を選定し、避難所として開設します。
	福祉避難所 障がい者などの要配慮者が安心して生活できる避難所
	民間施設の避難所利用協定締結施設 上記避難所の利用だけでは円滑な避難対応ができないと見込まれる場合に、協定を締結している施設の事業者と協力を依頼し開設する施設
土砂災害(特別)警戒区域	
	がけ崩れ(急傾斜地崩壊)警戒区域 特別警戒区域 警戒区域
	土石流警戒区域 特別警戒区域 警戒区域
その他の項目	
	警察
	消防
	役場
	病院
	国道
	道道
	町内会線

広尾町土砂災害ハザードマップ
MAP5【中心市街地(3)・中広尾・茂寄】

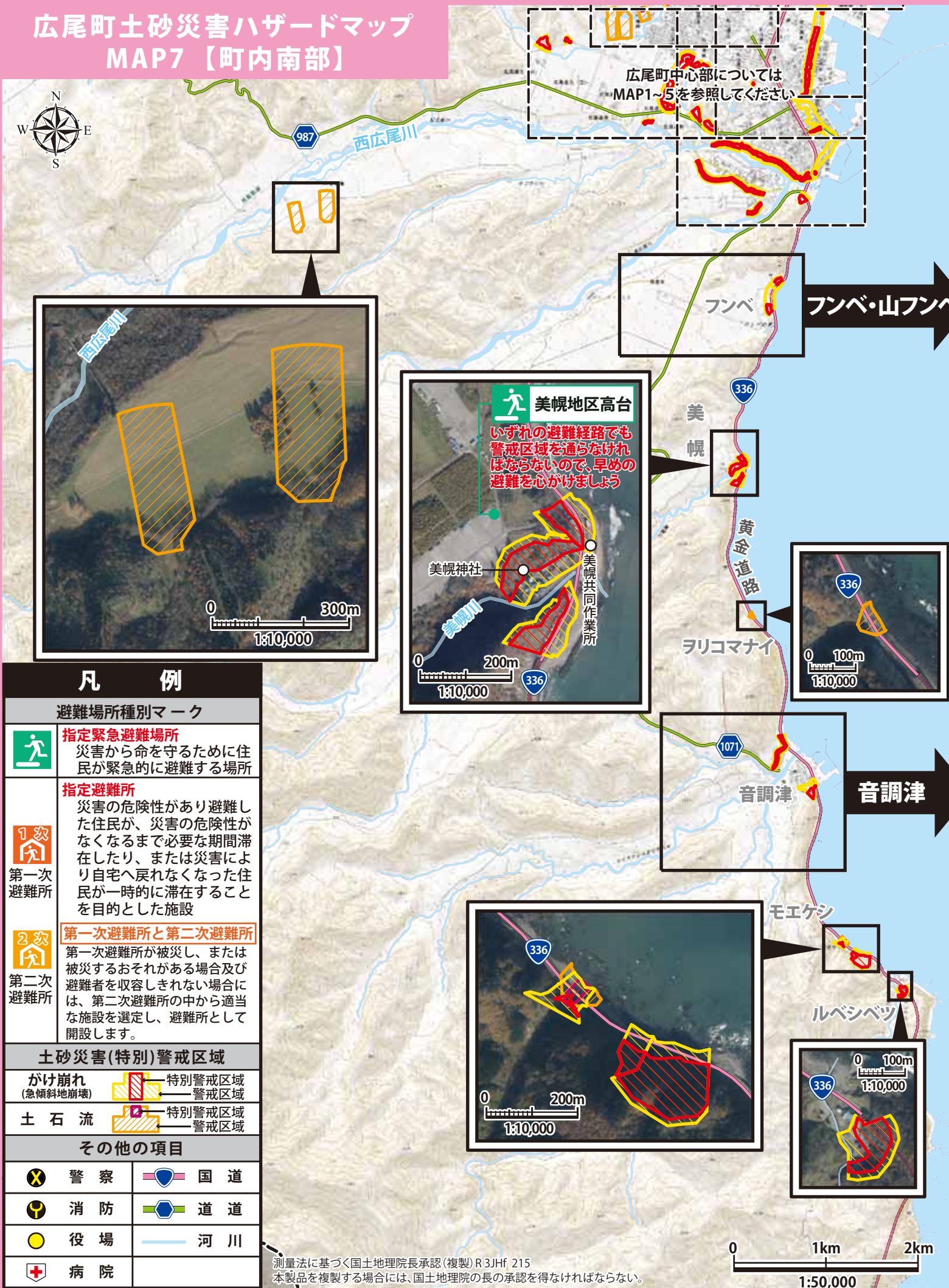


凡 例	
避難場所種別マーク	
	指定緊急避難場所 災害から命を守るために住民が緊急的に避難する場所
	指定避難所 災害の危険性があり避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、または災害により自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在することを目的とした施設
	第一次避難所
	第二次避難所
	第一次避難所と第二次避難所 第一次避難所が被災し、または被災するおそれがある場合及び避難者を収容しきれない場合には、第二次避難所の中から適当な施設を選定し、避難所として開設します。
	福祉避難所 障がい者などの要配慮者が安心して生活できる避難所
	民間施設の避難所利用協定締結施設 上記避難所の利用だけでは円滑な避難対応ができないと見込まれる場合に、協定を締結している施設の事業者と協力を依頼し開設する施設
土砂災害(特別)警戒区域	
	かけ崩れ(急傾斜地崩壊) 特別警戒区域
	警戒区域
	土石流 特別警戒区域
	警戒区域
その他の項目	
	警察
	消防
	役場
	病院
	国道
	道道
	河川
	町内会線

広尾町土砂災害ハザードマップ MAP6【町内北部】



広尾町土砂災害ハザードマップ MAP7【町内南部】



フンベ・山フンベ



音調津



避難場所一覧表



指定緊急避難場所

災害から命を守るために、住民が緊急的に避難する場所

令和3年3月現在

町内会名	名 称	所 在 地
音調津	道道音調津陣屋線駐車帯付近	広尾町字音調津 225 番地先
	スキー場跡地 ※音調津避難施設(令和3年度完成予定)	広尾町字音調津 153 番地
桜	美幌地区高台	広尾町字美幌基線 4-5 地先
	フンベ地区高台	広尾町字茂寄南 5-12-1 地先
山フンベ	山フンベ集会所	広尾町字茂寄南 5 線 7 番地
中広尾	中広尾地区高台	広尾町字茂寄南 3-30 地先
	役場コミセン駐車場	広尾町西 3 条 7 丁目
上浜・入舟町・会所・防人・緑町・朝日	役場コミセン駐車場	広尾町西 3 条 7 丁目
5～10 丁目・漁港区	旧広尾小学校グラウンド	広尾町西 4 条 9 丁目
11 丁目・南ふ頭・第 2 ふ頭	旧広尾小学校グラウンド	広尾町西 4 条 9 丁目
	広尾高校グラウンド	広尾町並木通東 1 丁目
12～13 丁目・北樺・駅前	広尾高校グラウンド	広尾町並木通東 1 丁目
こぶしが丘・栄町・つつじが丘	広尾小学校グラウンド	広尾町公園通南 4 丁目
公園・並木町・錦町・錦通・第 3 ふ頭・第 4 ふ頭	青少年研修センター前	広尾町公園通北 2 丁目
丸山 5 丁目・桜が丘・丸山南 7 丁目・茂寄	コミュニティグリーンパーク	広尾町白樺通南 1 丁目
新生・野塚市街・野塚	旧野塚小学校グラウンド	広尾町野塚 9 線 40
豊似市街・紋別・東豊似	豊似小学校グラウンド	広尾町紋別 18 線 50
	農村環境改善センター前	広尾町紋別 19 線 51



福祉避難所

障がい者などの要配慮者が安心して生活できる避難所

令和3年5月現在

施 設 名	主な対象者	使用施設	所 在 地
特別養護老人ホーム 養護老人ホーム	高齢者・障がい者	多目的ホール	公園通南 4 丁目
生活支援ハウス	高齢者	集会室	〃
デイサービスセンター	高齢者・障がい者	訓練室等	〃
健康管理センター	乳幼児・妊産婦・病弱者	検診室・和室	〃
多機能型事業所「ゆうゆう舎」 (管理者：特定非営利活動法人の一まひろお)	障がい者	カフェスペース	〃

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、または災害により自宅へ戻れなくなった住民が一時的に滞在することを目的とした施設

令和3年3月現在

町内会名	1次 第一次避難所		2次 第二次避難所	
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
音調津	音調津総合センター ※建物の一部が警戒区域	音調津 117	本通 3 丁目集会所	本通 3 丁目 1
山フンベ	山フンベ集会所	茂寄南 5 線 7		
桜 上浜 入舟町	東地区集会所 (たんぼほ会館) ※建物近くが警戒区域 広尾町商工会館	西 1 条 1 丁目 2 本通 5 丁目	児童福祉会館 ※敷地内の一部が警戒区域	東 2 条 10 丁目
中広尾・会所 防人・緑町 朝日・5 丁目 6 丁目 7 丁目 8 丁目 9 丁目 10 丁目	コミュニティセンター	西 4 条 7 丁目 2		
11 丁目 12 丁目 13 丁目・北樺 駅前・栄町	老人福祉センター 広尾中学校 広尾高校	東 1 条 11 丁目 12 並木通東 1 丁目 11 並木通東 1 丁目 10	丸山寿の家	丸山通南 6 丁目 1
こぶしが丘 つつじが丘 丸山 5 丁目 桜が丘 丸山南 7 丁目 茂寄 (つつじ苑) (かもめ) (なごみ)	広尾小学校	公園通南 4 丁目 9	錦町寿の家	錦通南 2 丁目 5
並木町・錦通 錦町・公園	青少年研修センター ひろお保育園	公園通北 2 丁目 51 公園通北 2 丁目 51	並木町寿の家	並木通東 3 丁目 1
			広尾町消防総合庁舎	並木通東 4 丁目
新生 野塚市街 野塚	旧野塚小学校 野塚公民館	野塚 9 線 40 野塚 9 線 97	野塚寿の家 野塚農業センター 担い手会館	野塚 9 線 98 野塚 8 線 44 野塚 11 線 44
豊似市街 紋別 東豊似	豊似小学校 農村環境改善センター	紋別 18 線 50 紋別 19 線 51	豊似保育所 豊似寿の家 東豊似農業センター 紋別研修センター	紋別 19 線 51 紋別 19 線 42 紋別 15 線 46 紋別 20 線 110

第一次避難所が被災し、または被災するおそれがある場合及び避難者を収容しきれない場合には、第二次避難所の中から適当な施設を選定し、避難所として開設します。



民間事業者と避難所利用協定を締結している施設

令和3年3月現在

施 設 名	所 在 地	主な対象者	管 理 者
広和堂ホールひより	並木通東 1 丁目 2-11	避難者全般	有限会社広和堂
ホテル東陽館	西 1 条 6 丁目 5	高齢者・障がい者 基礎疾患のある者 妊産婦 乳幼児及びその保護者	株式会社高橋工務店
民宿ひろお館	並木通西 1 丁目 1-8		株式会社高橋工務店
ホテル大宝	並木通東 3 丁目 1-9		下沢漁業有限会社

避難所の利用だけでは円滑な避難対応ができないと見込まれる場合に、協定を締結している施設の事業者と協力を依頼し開設します。